

Title	ヴォルフガング・ ミッテルマイエル 著『行刑學』
Sub Title	Wolfgang Mittermaier : Gefängniskende
Author	宮澤, 浩一 (Miyazawa, Kōichi)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1955
Jtitle	法學研究 : 法律・ 政治・ 社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.28, No.7 (1955. 7) ,p.59- 66
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	紹介と批評
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19550715-0059

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

以上で本書の概要記述をおわる。本書の特色は、本稿のはじめにものべたごとく、總論における法治行政の理論の展開、および、組織法分野の重視、さらに、全體をつうじ、行政事件訴訟との關聯性の強調にある。また、この比較的小冊子にもられた内容は、深い理論および莫大な現象の壓縮であり、實質の内容は、いわゆる大著にまさるとも劣らぬものである。

非常に簡單であり、かつ、紙面の關係もあり、本書の第二編にあまりふれることができなかった。また、淺學のため著者のすぐれた學說を充分に理解しえなかつた點も多々あるとおもう。この點、著者にふかくおわびせねばならぬ。おわりに、各論および訴訟法にかんする續刊が一日も早く公にせられることを、おねがひして、紹介の筆をおく。(有信堂發行・二二〇頁) (金子芳雄)

Wolfgang Mittermaier :

Gefängniskunde

Ein Lehrbuch für Studium und Praxis,
(1954) 221 S. Franz Vahlen Verlag.

ヴォルフガング・ミッテルマイエル著

『行 刑 學』

一

第一次世界大戰以前に、「行刑學入門」(一九二二年)を出したへ

紹介と批評

ルマン・クリークスマンが、呪わしい戦争の犠牲となつてからは、この方面の分野には、餘り目立つた著作は現われなかつた。もつとも完全に沈黙を守つていたわけではなく、大審院長官E・ブムケの手になる「ドイツ行刑制度教科書」が一九二八年に出ている。その後は、單行論文の形で各方面にすぐれた勞作が生まれていたけれども、ともかくも體系書という形ではめぼしいものは見當らなかつた。此の意味に於て、ここに新たにミッテルマイエルの新著を手にすることの出来たことは幸であつた。

著者は現にハイデルベルク大學に於て刑法、刑事訴訟法、刑事學を講じておられ、その作品は「全刑法雜誌」等の中にしばしば現われていることによつて、その存在が我々に知られている老大家である。

行刑學というものをとり立てて論じることが、彼と共に言うならば「今日若い法律家が、單に法典や刑法學の講義から得る貧弱な知識だけですまない爲には行刑制度というものの大要を是非とも學ばなければならぬ」からである(序文)。

刑罰の内容についての幾分か詳細な知識なくしては如何なる法律家も有效に刑法上の活動をなし得ない。「行刑制度に關する必要な知識を敢て傳へ、以つて實り多い刑事司法に奉仕する」ことが本書を公刊した著者の心意である。「司法官試験が行刑制度に一瞥を興えるという喜ばしい努力を助け、同時にすべての文化國の行刑制度に於て今日考察されているすべての根本的な諸變更を指示すること」にも著者は心掛けてゐる。本書は「まず第一に學生に捧げられるが、法律實務家、行刑官にもすべて同様に價值あるものを提供す

る」とあるように、理論的な面はもとより、實務上有用な多くの點が列擧されている。

「すべての刑罰は執行ということに於て、即ち現實に實現されることによつて完全に有效となる。法律の中に現われている科刑は原則として行爲を特徴づけるべきであり、かつ特徴づけ得るのであり、そして初めて教導し警告し威嚇し得るのである。刑の判決は犯された行爲を、法の中に於てとがめ、刑の宣告を受けた者に法益の損失としての一定の法義務を科する。行刑に於て國家はこの義務を實現する。刑罰は全く多様な性格を有するが、行刑も又その通りである。だが行刑はすべての刑罰にとつて法的體系的には統一である」。

「行刑は死刑に於ては單純であり、罰金刑に於ては同様簡單に規定されている。しかし自由刑にあつては非常に複雑である。何故ならそれは、受刑者の全生活をとらえるからである。従つてそれは執行の最も重大かつ意味のある面であり、特別に考察されるのである」。本書に於ては従つてその大半が自由刑に割かれているが、もとより保安拘留や少年の特別處遇についてもかなりの紙數が當てられている。

刑罰を彼は如何に考えているかというところ「我々の文化の裏面に屬し、その必然的な附隨現象であると考えられる。文化が變ると同時に刑罰も變る。我々の今日の刑罰は全く根本的な點に於てのみ過去の刑罰と並存されるべきであるが、實際にはそれは全く新しいものである。文明世界にあつてはすべての刑罰に強い變化がある。自由刑についても古い應報という害惡から、受刑者の法になつた生活への回歸を目的とした處遇へと變化しているのである」(前言ⅡⅢ)。

「行刑は、應報という害惡のみを強調し従つて受刑者の意思を抑壓する行刑から、出来る限り、惡行を爲した者を立ち直らせ、その善良な市民性を力づけ、教育し又社會化しようとする行刑——勿論應報の目的を考慮しない譯ではないが——へと發展する」しかし新しい制度は古い制度から出發するものである以上全く新しい形になり切ることは困難である。だから現實には著者も指摘するように「満足出来ない、そして克服されねばならない又克服され得る混合形態が生じるのである」(同頁)。

「そもそも應報刑なくしては我々はやつてゆけない」と著者は言う。「ただ我々はこれ迄行われていたものよりもつと強力に個別化しなければならず、すべての受刑者を區別なく同じ監獄に入れ、同じ手順で取り扱うというようなことは許されない。行刑は、たとえそれが最良のものであつても、人間をその特徴に於て眞に變えるということを期待してはならない。全く長い刑罰、事實上は殆んど行なわれない刑罰にあつてのみ原則として收監者に對する持續的な影響が可能である。自らよい素質を持つた者のみが改善される。だが大抵の人間は何程か『既成のもの (angeschlagen)』であり、そしてそれはそのまま残る。従つて我々は行刑の『結果』に餘りにも高い要求を置いてはならない。とは言ふものの我々は行刑の發展に斷乎として努力しなければならないのである」(前言ⅡⅣ頁)。

「自由刑及びその他の自由の剝奪の執行に關する考察は獨自の學問領域となり、廣義に於ける刑法學の一部である。だからこれは全行政學、哲學、心理學、醫學、殊に精神病學、教育學、社會學の諸法則と共に法規をも包括する」(同頁)。

彼が本書で論じようとする點は三つある。國家と收監者との間の
行刑法律關係——行政の面——そして拘禁の精神的な影響がこれだ
る。著者の言を借りれば第一と第三の問題がこれ迄の考察では簡
單に行われて來た。私の紹介も主としてこの點についてみて行きた
いと考える。しかし本書はあくまでも體系書である。従つて個々の
問題はより詳細に個別的に論じられねばなるまい。しかしともかく
本書は實に多くの問題を包含している。この點から言つても本書の
存在の意義は極めて大である。以下順次眺めてゆきたい。

二

第一章。ここでは行刑學の概念、監獄の概念等が論じられている。
第二章は自由刑の本質、内容、目的。ここでは監獄を定義して次
の如く言つてゐる。「人間をその行動の自由、従つて行爲の自由に於
いて制限しそれを拘置することに仕えるものである。この拘置の目
的は多様である」と。次いで捜査段階の拘留者、保安拘留者、訴訟
法上の秩序罰を受けた者、通常の受刑者等につき論及がなされてい
る。この章での重要な發言は第二節にある。行刑の目的について彼
は言う。

「昔の刑法思想がそもそも正當であるかどうか、その十數世紀に
わたる古い生命にも拘らず純粹に感情的な『應報』の完全な不明瞭
さというものがより正しく克服されなければならぬいかどうかとい
うことは別の問題である。ともあれ長い經驗から、正しい悟性は我
々に對して、純粹に感情的な害惡としての應報は非常に効果がな
く、それは洗鍊された文化にはもはや即應しないということを教え

るのである。従つて實務に於ける悟性的な顧慮は次第に監獄の純粹
な刑罰惡を克服しようと試みた。しかし應報の基礎にあるものは殘
つてゐる。即ち侵害者に對する咎め立てと、國家の權力の確證とが
これである。國家は今日の行刑に於て、不法な行爲を是認しないこ
と、必要な場合にはその秩序を強制的に貫徹し、行爲者を適法な生
活へ教育することを試みようとすることを示す。従つて行刑には常
に或る程度の冷酷さと嚴格さが結びついてゐる。この自由刑の發展
——純粹な應報害惡から悟性に従つた人間の處遇、そして感情をも
満足せしめる人間の處遇は一般の文化の發展と世界觀に於て基礎づ
けられてゐる。すべての文化的な世界の行刑制度にあつては今日教
育刑の執行が妥當してゐる。イギリスでは今日 training と呼んで
ゐるのである」(三・四頁)。

次いで刑法理論で言われている刑罰の目的に言及し「我が刑法理
論に於ては未だに基本的なものとして行爲の應報という思想が、未
だかつて應報の意義と意味さえ明らかにせられることなしに刑罰に
要求されてゐる。そして『副次的な目的』としてののみ改善と教育が
擧げられてゐる。ところが應報は判決に於て現われ、他方行刑は教
育若くは保安につくすべきであるということが言われている。實際
的な執行が理論的にはなく單に人間の處遇という點についてのみ
考へてゐるにすぎない。それは常にそしてどこでも判決の應報思想
によつて行爲という點で制限されている。従つて教育的行刑は純粹
な教育とは區別される。たとへ教育的な影響がなお繼續しなければ
ならなくとも刑罰は判決の期限の終りで以つて終る。反對に受刑者
はすでに完全に社會復歸化され得ても暫定的な釋放が救わなければ

彼は刑期の終りを待たねばならない。だから教育刑というのは不當であつて教育的な行刑と言うのが正しい」(五頁)。

それでは教育的な行刑ということについてどんな點が顧慮されるべきかというに、一つは「多くの、勿論自由刑の大多數が通常の意味での教育には適しない。殊にあまりにも多いところの全く短期の刑期はそうである。これは應報的な警告のみであり得るのである。次に問題になるのは、すべての實際的には可能な教育に達し難い人間に對する刑期。ここにあつては刑期は保安のみであり得るにすぎない。だが我々は右の二つの場合にも出来る限り教育的に影響を與えようと努める。特にいわゆる改善不能者も、これを教育することの困難な人間とみて差支えないだろう。我々はこの二つの場合についてなおより良い方法を學ばねばならない。教育的な行刑の原則はしかし「幾分の斟酌を以つて」理解さるべきである」。「次に更に第二のことが忘れられてはならない。即ち我々には或は「刑期は贖罪に奉仕しなければならない」というふうな範疇的に規定しないにしても、しかも尙我々は倫理的感情を持つてゐる犯人は彼の行爲の故に負わされた壓力を感じ、刑罰の苦痛を喜んでひき受け、従つて又既にこのことの中に教育的なモメントが存するということを看過しようとはしない。その様なことを認識することは困難であり、それを促すことは更に困難であるがともかくそれは教育的なモメントとして看過すべきではない。だけれども行刑に對して第一に受刑者がその刑罰を「贖罪」と感じる努力を要求することは正しくない。非常に少い收監者しかそのような理想的な見解に至り得ない」(五・六頁)。

その他根本的な問題としてあげてゐるものは、「監獄の收監者が特に感じ易いと思はれる程年齢的に若い場合は極めて稀であつて多くの場合等は既に確立した自意識を持つた固つた人格である。そしてこのことは原則として方法に影響を及ぼす。成人講座がその典型である。收監者はその大部分が幾分か既成の人間であり、これが教育ということに特別な困難性を作る」「教育というものは教えられる者の自由意思の歡迎を要求する。だから監獄教育は特別な困難がある。何故なら監獄生活は非常に個人の意思を壓迫するからである。また監獄に於ける全生活は何等かの形で人爲的である。即ち自由の刺戟に缺けてゐる。このことは特に獨房に言えることである。

……我々は收監者の意思を活潑化せしめようと努めそして監獄中の生活をもつと自由の生活に近づけようと努める」。そして最後に「教育的な行刑はよい官吏を必要とするがこれを求めることは容易ではない」と言つてゐる(六頁)。

本章の終りは次の言葉で結ばれてゐる。

「簡単な顧慮ではあるが教育的な行刑は今日如何に問題적であるかを示している。これは暫くはなおプログラムであつてなお完全な現實ではない。残念ながらドイツのランツの物質的な困難が障害なのである。我々はむしろより一般的に行刑に於ける人間の處遇について語る方がよい。しかし一般豫防的な應報も全く顧慮されないのもいけないのである。」(七頁)。

第三章は行刑の法的基礎、刑法、刑事訴訟についてのその地位、行刑法律關係を扱つてゐる。

「刑の執行は判決中に確立された刑罰の實現であり、従つて實體

法に屬する。しかし形式法的にはそれは手續である。それは刑罰實現の一部である。刑罰實行は廣義に於ては刑罰の貫徹と解される。

これは執行の規律と法的な監督と執行自體とを必要とする。刑罰の執行 (Vollstreckung) と行刑 (Vollzug) とは自由刑にとつて全く分離された機關である。執行官廳 (Vollstreckungsbehörde) は法的な觀點以外は執行について監視する權利を持たないのである」(八頁)。次に法律關係について聞いてみると、

「自由刑の執行を含めて刑罰の執行に於ては國家と受刑者との間に固有の法律關係が存する。ここでは憲法上與えられた權利が制限される。従つて實定法上理由がなければならぬ。何故なら今日憲法上の立て前がこれを要求しているからである」。「法的な基礎を刑事訴訟法と共に刑法が與えている。判決は刑罰を實定法の授權に従つて確定する。それは拘禁法律關係 (Gefangenschaftsrechtsverhältnis) を創り、従つてこの新しい權力關係の貫徹のために必要なすべての處分についての法的な基礎を提供する」(十一頁、十二頁)。

「個々的には拘禁法律關係の實定法上の形成の問題はなお充分に明かにされていない。原則的な關係を擧げてみると、

(1) 自由刑の許容性と存續については裁判官のみが判斷をする。

刑法に確立された刑罰のみが法的に可能である。刑法中に擧げられた刑の量を超えてはならない。自由のみが制限されるので、身體とか財産は通常は含まれない。

(2) 刑法上一部分、一定の仕事の強制が自由刑に屬する。收監者は實定法上許された仕事について謝禮を請求し得ない。

(3) 自由の剝奪は國家をして、そのことから收監者に對し如何なる損害も生じないこと、従つて例えば健康が守られること、に注意すべく義務づける。

(4) 國家と收監者との間の法律關係は判決によつて基礎づけられた權力關係であり制度關係である。收監者は施設内で秩序維持に必要なすべての規則に従わねばならない。例えば身體検査、自殺に對する處置、保安の措置、實際の禁止、強制的な榮養攝取、強制手術、手紙の検査等。しかし秩序維持のため必要な程度を超えてはいけな

い。

(5) 一般に今日の文化で認められ、憲法に確立された人權、基本權は守られねばならぬ。従つて人間の尊嚴は不可侵である。

(6) 宗教上のおつとめについては收監者は完全に自由である。日曜祭日は、例えば臺所仕事のように生活に必要な場合でない限り仕事がない。

(7) 公民權の行使は收監者にはない」(十二・十三頁)。

第四章は監獄の歴史を詳細に語っている。第五章は文獻、そして第六章では統計的な數字が若干擧げられている。

第七章では監獄の構造が論じられている。ここに於ては實に具體的に、かつ詳細に理想的な監獄の姿が論じられていて、實務家にとつて有益であらう。順を追つて紹介してみると、例えば獨房について、その廣さは言うに及ばず窓の高さからガラスの種類に至る迄論じられている。例えば線入りガラスやクモリガラスは目に悪い、とか戸の強さは鐵の金具つきの出来るだけ破られない様なもので、小さなのぞき穴を持つているものとか床は木で出來ている方がよい。

暖房装置はスチームによる中央暖房がよい。配管式だと通信に使われるということ迄論じられている。この外電気、水道、便所等の設備から室内裝飾品に至る迄かなり詳細な論述がある。

第八章は監獄の收監者という題を持つ。

ここで根本思想として「受刑者に社會復歸的に作用するためにはいろいろな觀點に従つて個別化し分離することが必要である」と前置きしてからその各種の觀點に従つて區別して處遇の差異を論じている。

まず刑法上及び刑訴法上の觀點。捜査段階での收監者、引渡し途上の收監者、受刑者、保安拘禁者に區別されて論じられているが、ここで一番問題となるのは懲役刑の受刑者と禁錮刑及び拘禁刑の受刑者の區別であろう。特に前二者の差異は問題である。現在の立て前としては衣服の色、労働時間、特典、便宜の供與が違つている。しかし

「行刑を實際的に形成する必要、すべての收監者——懲役刑の受刑者を含め——を出来るだけ再び秩序ある自由な生活にもどすための努力は行刑に於けるこれ等二つの刑罰の種類を完全になくさしめる。殊に懲役刑受刑者の名譽感情をより少く顧慮する取扱は全く不合理なことである」。「人間をその個々の行爲に従つてのみ——たとえそれがなお一般的なものであつても——その全生活について烙印を押すことは不合理である。行刑に於ては全人格及び影響可能性のみを判斷し得るにすぎない」。拘禁の個所では確信犯の問題が取り扱われている。

拘禁は政治的な行爲等に關する刑罰であり、従つてそれは階級刑

罰である。これをどの範圍で設けるか、如何なる者について設けるかという問題につきラートブルッフは確信犯について認めようと、コールラウシュは政治犯にこれを要求した。政治犯の處遇については後にも論じられている。第二節では老若少年の處遇が論じられ、第三節では心理學的・教育學的な分類の下で影響可能性の問題が關係する。ここでは改善の容易な者、困難な者についてそれぞれ教育の原則、社會復歸の原則に志向された分類の必要を論じ、更に注意深い人格の究明の必要を説いている。かくて科學的な根據のある人格考察の必要性が強調されるのである。この節の後半ではかなり外國に於ける行爲者人格に關する研究の成果が報告されている。この方面の研究が遅れている我が國の研究者、實務家にとつて有益な示唆が見出される。第四節は醫學的觀點による分類であつて、結核、性病、老人、衰弱者、心神耗弱者、精神病等の收監者の處遇を論じている。第五節は更に特別な處遇をするべき收監者群をあげている。先ず過失犯。ここに見出される特色は、彼等には原則として反社會的な心情がないという點である。従つて過失犯に於ける處遇は故意犯のそれとは本質的に異なる。次が政治犯の特別處遇の問題であり、これと同様に新聞犯罪も扱われている。更には罰金が拂えなくて收監された者の處遇も若干論じられている。

第九章は監獄制度の運営でありここでは行刑官とその補助者につき言及されている。

第十章は各種の施設の種類、第十一章は拘置の種類を扱う。

しかし最も注目すべき章の一つとして次の監獄に於ける生活、收監者の處遇一般を扱つた第十二章が紹介されるべきであろう。

「收監者の生活は如何に行われるのかということがこの分野での最も重要かつ困難な問題である。刑罰が應報である限り答は易しい。

しかし今日では全然別である。監獄に於ける生活は收監者をして正しい市民に教育するべきである。」「秩序になれること、価値のある勞働になれることはその教育を助ける。人格、秩序ある社會生活への理解、それに關與することについての喜び及び關與しようとする意思。これ等は監獄生活に於て形成される。しかし秩序と勞働とはそれだけでは教育ではない。これはそれを管理する者の精神と關係する。すべての生活は調和して社會復歸に向けられなければならない。……監獄に於ける生活は若干人工的で不自然であり、ここでは容易に「監獄の敬虔さ」、所内規則に全く外面的に自己を従わせる傾向が作られ易い。これは自由な生活に持ち込むことは出来ない。」「第二節では收容されてからのいろいろな取扱が注意をひく。例えば名前の呼び方など。時間の分配などにもいろいろな有益な發言がある。第十三章は勞働。勞働は三つの使命を持つ。先ず秩序の維持、次いで、そして主として教育、最後に行刑費用を若干減らすことに。この三つの使命を中心として例えば勞働中の災害とか集團勞働、施設外での勞働の問題、更にはその企業としての諸形態が論じられている。

第十四章精神的な改善、自由時間。ここでは如何なる授業をどの様なものを對象にして與えるべきか、如何なる本をどの様な運営で與えるべきか。數量から著者まで擧げて詳細に論じられ更には宗教問題、音樂、演劇の效用に迄ふれられている。

第十五章は累進制度をかなり詳細に論じ、第十六章は外部との交

紹介と批評

際、文通、面會、外泊が論じられる。第十七章の健康管理及び病氣の處置の項目で、囚人の性生活に關する論及が特に目をひく。これは第二十二章の拘留の肉體的・心理的影響と非常に關係をしたところである。「大ていは精力にあふれている様な年代にある人間の不自然な生活、性的に自然に生活することの不可能なことは、或る種の危機を生じ精神的にも影響するところ大である。……たとえそれ程強い性生活になれていない人間でも單調な生活により、そのフアンタジーの刺激により不自然に強い性的な思考や意圖へとかられる。かくて自慰が擴がり、これが健康を害する。しかもそれは精神的な感覺にも容易に影響する。これに對する對策としては教訓、慰めの言葉、身體的な運動、仕事による喜びを與え、人間に彼の價値を意識せしめ更には仕事の外に精神的教養を高めることが行われるべきである」。この外に同性愛の問題が目をひく。

第十八章は矯正手段、十九章は苦情の申告、二十章は刑期、二十一章は自由刑の終了につきそれぞれ細かい論及がある。

最後に重要な問題として先にもふれた二十二章の「拘留の肉體的・心理的な影響」に關する論述に目を向けてみよう。

「心理學が學問となり、行刑が古い應報の處遇から近代的な社會復歸に變つた時にはじめて此の問題に人は嚴密にいきしめ始めた。このことは非常に重要である。何故なら我々は拘留によつて受刑者の精神、悟性、そして感情に作用しようと欲し、彼を肉體的・精神的に病んだ、若くは弱まつた人間として世間にもどそうとは思っていないからである」。仕事の種類更には食事等は、たとえ刑罰が應報という害惡であろうと教育の手段であらうと、すべての方向に於ける

すべての處遇、従つてその施設の精神が重要なのである。しかもすでに訴訟に於ける被告人の處遇がその固有の影響を及ぼしていることも忘れてはならない。著者は拘留中の出來事、その状態がどの様に收監者に影響するかを獨房と雜居房につきそれぞれかなり詳細に論じている。

まだこの外注目すべきものは澤山あるが餘り書き連ねることは紙数が許さない。項目だけでもあげておくと、二十三章は收監者、釋放者の保護、二十四章保安監置、二十四章(a)追放、二十五章不適當な自由刑の代替物、二十六章少年。これは實に詳細な論述であり、これだけをとりあげて紹介することでも意味があると思う。第二十七章外國の制度、第二十八章死刑の執行、第二十九章罰金刑の執行、以上である。

三

本書のつづは *Monatschrift für Kriminologie und Strafrechtsreform* 37. Jahrgang, Heft 3, 4. (1954) S. 121 f. にモレンハウエルが簡単な書評を加えている。彼も言うようにこの本にはふれられていない項目はない位の盛り澤山の内容が、著者の深い學識の裏づけを得て整然と並べられている。この意味でも比較的省みられるところの少なかつたこの領域にあつて本書の出現はまさに救世主の現われのような氣がする。しかし注文がないではない。

本書は序文にもあつた様に、學生と實務家を目當てに書かれたものでありこの意味で理論的にも若干食ひたりないし（例えば監獄の法律關係は理論的に充分ではない）、實務家にとつてはもつと實務上の

要請を滿たす様に希望したい個々の問題もあるのである。モレンハウエルと共に言うならば「實務の要請に向けられ、監獄業務の個々のものを論じる『實際的監獄學』がこれに續く」様に期待しないわけにはゆかない。

ともあれ本書の存在は貴重である。それにつけても此の學問がより發展するためには、著者の序文にもあるように「講義要目の中に現われる科目となる」ことが必要なのではあるまいか。「森に入つて森をみず」の通り、實務家はともすれば社會の現状に溺れて、より前進し改良を加えることをあきらめて、大切な「迷える羊を救う」ことを忘れてしまう。むしろ理想の旗を掲げて現状批判を加える戰士こそ、學究の道にいそしむ者である筈である。この意味で實務家は心を廣く持つてこの老學究の言に耳を傾けるべきではなからうか。そして我々學究は「物質的な貧困が障害となる」という考えや「實務を知らないくせに制度を云々するのは出すぎているのではないか」と考えることを止めなければならない。ともすれば保守的になり易い社會的現實に新鮮な息吹きを與える態度と勇氣を本書から汲みとり得たことは、第一の收穫と言わねばならない。

(宮澤浩一)